

第 152 号 (令和 5 年 12 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[告示]**

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	3
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	4
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	5
△	横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更【建築局都市計画課】	6

**[公告]**

△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	7
△	同 【経済局商業振興課】	9
△	市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【こども青少年局中央児童相談所】	11
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	14
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	15
△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	16
△	排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	17
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【建築局都市計画課】	18
△	同 【建築局都市計画課】	19
△	同 【建築局都市計画課】	20
△	同 【建築局都市計画課】	21
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	22
△	同 【建築局都市計画課】	23
△	同 【建築局都市計画課】	24
△	横浜国際港都建設計画用途地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	25
△	横浜国際港都建設計画高度地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	29
△	横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	31
△	横浜国際港都建設計画緑化地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	33
△	横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	38
△	横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の計画案の縦覧【建築局都市計画課】	40
△	横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	41
△	横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	42
△	横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	43
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	44
△	同 【建築局調整区域課】	45
△	同 【建築局調整区域課】	46
△	同 【建築局調整区域課】	47
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	48
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	49
△	同 【建築局建築指導課】	50
△	同 【建築局建築指導課】	51

**[区公告]**

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【鶴見区総務課】	52
[水道局]	
△ 横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定の一部改正【経理課】	53
[交通局]	
△ 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	54
△ 職員の懲戒処分【人事課】	68
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	69
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	84
△ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	85
△ 横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	89
△ 横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	90
[区選挙管理委員会]	
△ 委員の補欠【神奈川区】	91
[監査委員]	
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】	92

告 示

横 浜 市 告 示 第 607 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区 域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 5 年 11 月 22 日	公 益 財 団 法 人 柿 葉 会	神 奈 川 区 新 町 15 番 地 の 6	令 和 5 年 1 月 1 日

横浜市告示第 608 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 8 月横浜市告示第 269 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 10 月 1 日	学校法人五島育英会	(新)東京都世田谷区玉堤 1 丁目 28 番 1 号	(新)平成 21 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 16 日まで
		(旧)東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 7 号	(旧)平成 21 年 1 月 1 日から平成 35 年 1 月 16 日まで

横浜市告示第 609 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
和泉町内林特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
泉区和泉町地内

横浜市告示第 610 号

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市高速鉄道を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道

相模鉄道本線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

保土ヶ谷区天王町地内

公 告

横 浜 市 公 告 第 704 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

横 浜 ワ ー ル ド ポ ー タ ー ズ  
中 区 新 港 二 丁 目 2 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 横 浜 イ ン ポ ー ト マ ー ト  
代 表 取 締 役 大 田 原 隆 広  
中 区 新 港 二 丁 目 2 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	エ ル ソ ニ ッ ク 株 式 会 社 代 表 取 締 役 村 尾 泰 幸 大 阪 府 吹 田 市 垂 水 町 3 丁 目 35 番 12 号 ほ か 70 者	エ ル ソ ニ ッ ク 株 式 会 社 代 表 取 締 役 小 山 毅 志 大 阪 府 吹 田 市 垂 水 町 3 丁 目 35 番 12 号 ほ か 68 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 7 月 31 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 5 年 10 月 30 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 705 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄港南台ビル

港南区港南台三丁目 1 番 3 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左藤 誠

西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森村 幹夫 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	アシックス商事株式会社 代表取締役 白井 正人 神戸市須磨区弥栄台 3 丁目 5 番地の 2 ほか 66 者	アシックス商事株式会社 代表取締役 小林 淳二 神戸市須磨区弥栄台 3 丁目 5 番地の 2 ほか 65 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日  
令和 5 年 11 月 2 日

3 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 706 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札  
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 5 年 12 月 5 日

契約事務受任者

横浜市こども青少年局長 吉川直友

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 (㎡)
05-17-001	南区浦舟町 3 丁目 44 番地の 2	横浜市中心児童 相談所 (3 階待 合室横通路部分 )	1.20
05-17-002	保土ヶ谷区川辺町 5 番地の 10	横浜市西部児童 相談所 (3 階ホ ール部分)	1.05

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 05-17-001 37,200 円

物件番号 05-17-002 37,200 円

(4) 貸付期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件 (入札物件

）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 21 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 交付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 交付場所

南区浦舟町 3 丁目 44 番地の 2  
 横浜中央児童相談所庶務係  
 電話 045(260)6528（直通）

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

3 の(1)と同様

(2) 受付時間

3 の(2)と同様

(3) 受付場所

3 の(3)と同様

5 入札日時及び場所

令和 6 年 1 月 9 日 午後 3 時  
 南区浦舟町 3 丁目 44 番地の 2  
 横浜中央児童相談所 4 階 地域支援家族活動室

6 入札保証金

免除

- 7 次の入札は無効とする。
  - (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

横 浜 市 公 告 第 707 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 安 善 町 1 丁 目 3 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物

横浜市公告第 708 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の様	一時利用停止期間
神奈川公園	神奈川区栄町 12 番の 1	別図のとおり 6,515 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 12 月 5 日から令和 7 年 5 月 31 日まで
六浦第三公園	金沢区六浦三丁目 4 番	別図のとおり 438 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 12 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 709 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
境 之 谷 公 園	西 区 境 之 谷 105 番 の 1	別 図 の と お り	10,679 m <sup>2</sup>	9,353 m <sup>2</sup>	令 和 5 年 12 月 5 日

別 図 ( 省 略 )

横浜市公告第 710 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30644	英輝総業株式会社	芦澤英将	小田原市小竹 735 番地の 49
30645	長澤設備	長澤和幸	金沢区釜利谷西一丁目 49 番 9 号
11752	株式会社平島産業	遠藤雅之	大和市桜森 1 丁目 11 番 12 号

2 指定有効期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

横浜市公告第 711 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
さちが丘特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
旭区さちが丘地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 712 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので  
、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づ  
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間  
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
和泉町大坪特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
泉区和泉町地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 713 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 の 縦 覧  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 を 作 成 し た の で  
、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間  
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
和 泉 中 央 南 二 丁 目 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
泉 区 和 泉 中 央 南 二 丁 目 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 5 年 12 月 5 日 から 令 和 5 年 12 月 19 日 まで
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横浜市公告第 714 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案を作成したので  
、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定に基づ  
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間  
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
下瀬谷二丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
瀬谷区下瀬谷二丁目地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 715 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
富岡東三丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
金沢区富岡東三丁目地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 716 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で  
、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間  
満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
名 瀬 北 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
戸 塚 区 名 瀬 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 5 年 12 月 5 日 か ら 令 和 5 年 12 月 19 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横浜市公告第 717 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
阿久和南一丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
瀬谷区阿久和南一丁目地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 718 号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画用途地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区梶山一丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉四丁目、上の宮一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、下末吉三丁目、下末吉六丁目、馬場一丁目、馬場七丁目、平安町及び三ツ池公園地内、神奈川区片倉五丁目、栗田谷、菅田町、羽沢町及び三ツ沢西町地内、西区宮ヶ谷地内、中区本牧町及び本牧宮原地内、南区大岡五丁目、永田山王台、永田南二丁目、永田みなみ台、別所七丁目、六ツ川一丁目、六ツ川三丁目及び六ツ川四丁目地内、港南区上永谷町、上永谷一丁目、上永谷二丁目、上永谷三丁目、上永谷四丁目、港南三丁目、港南五丁目、港南六丁目、港南台九丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、下永谷一丁目、下永谷五丁目、下永谷六丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目、芹が谷五丁目、東永谷一丁目、東永谷二丁目、東永谷三丁目、日限山二丁目、日限山三丁目、日限山四丁目、日野二丁目、日野南六丁目、日野南七丁目及び丸山台四丁目地内、保土ヶ谷区岩崎町、岡沢町、霞台、鎌谷町、上菅田町、川島町、神戸町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、月見台、常盤台、西谷三丁目、初音ヶ丘、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西、星川一丁目、峰岡町及び宮田町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿町、今宿東町、大池町、柏町、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、上白根町、上白根一丁目、上白根二丁目、上白根三丁目、川島町、左近山、笹野台一丁目

、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三反田町、白根三丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、善部町、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、中白根一丁目、中白根二丁目、中白根三丁目、中白根四丁目、東希望が丘、二俣川 1 丁目、二俣川 2 丁目、本村町、万騎が原、南希望が丘、南本宿町及び矢指町地内、磯子区磯子四丁目、磯子五丁目、磯子台、岡村一丁目、岡村二丁目、岡村三丁目、岡村四丁目、岡村六丁目、上中里町、栗木一丁目、汐見台、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田八丁目、杉田九丁目、氷取沢町、峰町、洋光台一丁目及び洋光台二丁目地内、金沢区釜利谷西一丁目、釜利谷西二丁目、釜利谷西三丁目、釜利谷西四丁目、釜利谷西五丁目、釜利谷西六丁目、釜利谷東五丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷南二丁目、釜利谷南三丁目、釜利谷南四丁目、富岡西四丁目、富岡西六丁目、富岡東六丁目、長浜、長浜一丁目、堀口、六浦東三丁目、六浦南一丁目、六浦南二丁目、六浦南三丁目、六浦南四丁目及び六浦南五丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、新吉田東七丁目、新吉田東八丁目、高田西五丁目、綱島上町、日吉本町二丁目及び日吉本町五丁目地内、緑区上山一丁目、上山二丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目及び三保町地内、青葉区市ヶ尾町、美しが丘三丁目、梅が丘、荏子田一丁目、荏子田三丁目、荏田北二丁目、大場町、鉄町、下谷本町、千草台、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目、みすずが丘及び元石川町地内、都筑区川和町、佐江戸町、東山田町、東山田三丁目及び見花山地内、戸塚区柏尾町、汲沢町、品濃町、戸塚町、平戸一丁目、平戸二丁目、平戸三丁目、深谷町及び舞岡町地内、栄区飯島町、犬山町、笠間町、笠間二丁目、笠間三丁目、笠間四丁目、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷二丁目、桂台西一丁目、桂台東、桂台南一丁目、上郷町、上之町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目、小菅ヶ谷三丁目、小山台二丁目、庄戸一丁目、中野町、野七里一丁目、東上郷町、元大橋一丁目、元大橋二丁目及び若竹町地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、岡津町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、白百合三丁目、中田町、中田西一丁目、中田西二丁目、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目及び緑園六丁目地内並びに瀬谷区相沢一丁目、相沢二丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、相沢七丁目、阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、

- 阿久和東四丁目、東野、上瀬谷町、下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁目、瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、二ツ橋町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、三ツ境、南瀬谷一丁目、南台一丁目、南台二丁目、宮沢一丁目及び宮沢二丁目地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所  
鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号  
横浜市鶴見区役所総務部区政推進課  
神奈川区広台太田町 3 番地の 8  
横浜市神奈川区役所総務部区政推進課  
西区中央一丁目 5 番 10 号  
横浜市西区役所総務部区政推進課  
南区浦舟町 2 丁目 33 番地  
横浜市南区役所総務部区政推進課  
港南区港南四丁目 2 番 10 号  
横浜市港南区役所総務部区政推進課  
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9  
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課  
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12  
横浜市旭区役所総務部区政推進課  
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号  
横浜市磯子区役所総務部区政推進課  
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号  
横浜市金沢区役所総務部区政推進課  
港北区大豆戸町 26 番地の 1  
横浜市港北区役所総務部区政推進課  
緑区寺山町 118 番地  
横浜市緑区役所総務部区政推進課  
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所総務部区政推進課  
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号  
横浜市都筑区役所総務部区政推進課  
戸塚区戸塚町 16 番地の 17  
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

栄区桂町 303 番地の 19

横浜市栄区役所総務部区政推進課

泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号

横浜市泉区役所総務部区政推進課

瀬谷区二ツ橋町 190 番地

横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 719 号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画高度地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区上末吉二丁目及び下末吉三丁目地内、神奈川区片倉五丁目地内、保土ヶ谷区神戸町、桜ヶ丘一丁目及び仏向西地内、旭区さちが丘、白根七丁目、白根八丁目、二俣川 1 丁目及び二俣川 2 丁目地内、磯子区氷取沢町及び峰町地内、金沢区釜利谷東七丁目及び釜利谷南二丁目地内、緑区白山一丁目及び白山二丁目地内、青葉区荏子田一丁目、荏子田三丁目、藤が丘二丁目及び元石川町地内、都筑区東山田三丁目地内、戸塚区戸塚町及び舞岡町地内並びに栄区飯島町、笠間三丁目、笠間四丁目、小菅ヶ谷一丁目及び小菅ヶ谷二丁目地内

3 縦覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課  
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12  
横浜市旭区役所総務部区政推進課  
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号  
横浜市磯子区役所総務部区政推進課  
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号  
横浜市金沢区役所総務部区政推進課  
緑区寺山町 118 番地  
横浜市緑区役所総務部区政推進課  
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所総務部区政推進課  
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号  
横浜市都筑区役所総務部区政推進課  
戸塚区戸塚町 16 番地の 17  
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課  
栄区桂町 303 番地の 19  
横浜市栄区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 720 号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案  
の縦覧

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

南区別所七丁目、六ッ川三丁目及び六ッ川四丁目地内、港南区上永谷三丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目及び東永谷三丁目地内、保土ヶ谷区川島町地内、旭区今宿町、金が谷一丁目、金が谷二丁目、川島町、笹野台二丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三反田町、白根七丁目、白根八丁目、二俣川一丁目及び二俣川二丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区釜利谷東七丁目及び釜利谷南二丁目地内、港北区新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東八丁目及び高田西五丁目地内、青葉区荏子田三丁目、藤が丘二丁目及び元石川町地内、都筑区川和町、東山田町、東山田三丁目及び見花山地内、戸塚区深谷町地内、栄区飯島町、笠間三丁目及び笠間四丁目地内、泉区和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目及び中田町地内並びに瀬谷区阿久和東二丁目及び阿久和東三丁目地内

3 縦覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

- 5 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
- 南区浦舟町 2 丁目 33 番地  
横浜市南区役所総務部区政推進課
  - 港南区港南四丁目 2 番 10 号  
横浜市港南区役所総務部区政推進課
  - 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9  
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
  - 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12  
横浜市旭区役所総務部区政推進課
  - 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号  
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
  - 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号  
横浜市金沢区役所総務部区政推進課
  - 港北区大豆戸町 26 番地の 1  
横浜市港北区役所総務部区政推進課
  - 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
  - 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号  
横浜市都筑区役所総務部区政推進課
  - 戸塚区戸塚町 16 番地の 17  
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
  - 栄区桂町 303 番地の 19  
横浜市栄区役所総務部区政推進課
  - 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号  
横浜市泉区役所総務部区政推進課
  - 瀬谷区二ツ橋町 190 番地  
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 721 号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

鶴見区大東町、鶴見中央一丁目、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目及び鶴見中央五丁目地内、神奈川区浦島町、神奈川一丁目、神奈川二丁目、栄町、新町、鶴屋町、広台太田町、二ツ谷町及び守屋町地内、西区北幸一丁目、北幸二丁目、楠町、桜木町、高島一丁目、高島二丁目、西平沼町、花咲町、浜松町、平沼一丁目、平沼二丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目、みなとみらい六丁目、南幸一丁目、南幸二丁目及び南浅間町地内、中区相生町、曙町、伊勢佐木町、内田町、太田町、扇町、翁町、尾上町、海岸通、北仲通、黄金町、寿町、桜木町、末広町、末吉町、住吉町、千歳町、長者町、常盤町、日本大通、羽衣町、花咲町、富士見町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、不老町、弁天通、蓬莱町、本町、本牧ふ頭、真砂町、松影町、万代町、港町、南仲通、三吉町、元浜町、山下町、山田町、山吹町、弥生町、横浜公園、吉田町、吉浜町及び若葉町地内、南区浦舟町、永楽町、山王町、宿町、白金町、白妙町、新川町、高砂町、高根町、日枝町、東蒔田町、二葉町、前里町、真金町、万世町、南吉田町及び吉野町地内、磯子区磯子一丁目、新中原町及び森一丁目地内、金沢区泥亀二丁目、港北区北新横浜一丁目、北新横浜二丁目、新横浜一丁目、新横浜二丁目及び新横浜三丁目地内並びに瀬谷区卸本町及び北町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、潮田町、小野町、上末吉一丁目、上末

吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、岸谷  
 一丁目、岸谷二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目  
 、北寺尾二丁目、北寺尾四丁目、栄町通、汐入町、下野谷町、  
 下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、  
 下末吉五丁目、菅沢町、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二  
 丁目、鶴見中央二丁目、寺谷二丁目、豊岡町、仲通、生麦一丁  
 目、生麦三丁目、生麦四丁目、生麦五丁目、馬場一丁目、馬場  
 二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、浜町、東寺尾  
 一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目、東寺尾四丁目、東寺尾  
 五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台  
 、平安町、本町通、向井町、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四  
 丁目、矢向五丁目及び矢向六丁目地内、神奈川区青木町、旭ヶ  
 丘、泉町、入江一丁目、入江二丁目、浦島丘、大口通、大口仲  
 町、片倉一丁目、片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、片倉  
 五丁目、神奈川本町、上反町、神之木町、亀住町、桐畑、金港  
 町、栗田谷、幸ヶ谷、子安通、斎藤分町、沢渡、白幡上町、白  
 幡町、白幡仲町、白幡東町、白幡南町、白幡向町、新子安一丁  
 目、新子安二丁目、台町、高島台、立町、反町、富家町、鳥越  
 、七島町、西大口、西神奈川一丁目、西神奈川二丁目、西神奈  
 川三丁目、西寺尾二丁目、二本榎、白楽、東神奈川一丁目、東  
 神奈川二丁目、平川町、松ヶ丘、松見町、松本町、三ツ沢上町  
 、三ツ沢下町、三ツ沢中町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、六角橋  
 一丁目、六角橋二丁目、六角橋三丁目、六角橋四丁目、六角橋  
 五丁目及び六角橋六丁目地内、西区赤門町、東ヶ丘、伊勢町、  
 老松町、岡野一丁目、岡野二丁目、霞ヶ丘、久保町、御所山町  
 、境之谷、浅間台、浅間町、中央一丁目、中央二丁目、戸部町  
 、戸部本町、西戸部町、西前町、藤棚町、南軽井沢、宮ヶ谷、  
 宮崎町及び紅葉ヶ丘地内、中区赤門町、石川町、上野町、北方  
 町、小港町、鷺山、新山下一丁目、竹之丸、立野、千代崎町、  
 錦町、西之谷町、根岸町、野毛町、初音町、英町、日ノ出町、  
 本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧  
 原、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、宮川町、妙香寺台、麦田  
 町、元町、山手町、大和町及び山元町地内、南区井土ヶ谷上町  
 、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、榎町、大岡二丁目、大岡三丁  
 目、大岡五丁目、大橋町、庚台、唐沢、共進町、弘明寺町、山  
 谷、清水ヶ丘、通町、中里一丁目、中島町、永田北一丁目、永  
 田東一丁目、永田東二丁目、永田東三丁目、永田南一丁目、中  
 村町、西中町、八幡町、花之木町、伏見町、別所一丁目、堀ノ  
 内町、蒔田町、南太田一丁目、南太田二丁目、南太田三丁目、  
 南太田四丁目、三春台、宮元町、六ツ川一丁目、六ツ川二丁目



一丁目、仲手原二丁目、錦が丘、新羽町、日吉二丁目、日吉四  
 丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日  
 吉本町四丁目及び大豆戸町地内、緑区鴨居一丁目、鴨居二丁目  
 、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、霧が丘三丁目、霧が  
 丘五丁目、台村町、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一  
 丁目、長津田二丁目、長津田四丁目、長津田五丁目、長津田六  
 丁目、長津田七丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、  
 中山四丁目及び中山五丁目地内、青葉区青葉台一丁目、青葉台  
 二丁目、あざみ野一丁目、あざみ野二丁目、市ヶ尾町、美しが  
 丘一丁目、美しが丘二丁目、美しが丘四丁目、美しが丘五丁目  
 、荏田町、荏田西一丁目、荏田西二丁目、榎が丘、桜台、さつ  
 きが丘、しらとり台、新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三  
 丁目、すすき野一丁目、すすき野二丁目、すすき野三丁目、た  
 ちばな台一丁目、たちばな台二丁目、つつじが丘、奈良町、奈  
 良一丁目、奈良四丁目、奈良五丁目、藤が丘一丁目、藤が丘二  
 丁目、松風台、もえぎ野及びもみの木台地内、都筑区牛久保西  
 一丁目、牛久保西二丁目、荏田東四丁目、荏田南一丁目、大棚  
 町、大丸、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁  
 目、葛が谷、高山、茅ヶ崎中央、中川一丁目、中川二丁目、中  
 川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中  
 央二丁目、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台四丁目及び仲  
 町台五丁目地内、戸塚区上倉田町、川上町、品濃町、戸塚町、  
 原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、矢部町及  
 び吉田町地内、栄区笠間一丁目、笠間二丁目、笠間三丁目、鍛  
 冶ヶ谷一丁目、桂町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁  
 目、中野町及び柏陽地内、泉区和泉中央北五丁目、和泉中央南  
 一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五  
 丁目、和泉町、上飯田町、下飯田町、中田北二丁目、中田西一  
 丁目、中田西二丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田南三  
 丁目、中田南四丁目、弥生台、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園  
 三丁目及び緑園四丁目地内並びに瀬谷区相沢一丁目、瀬谷三丁  
 目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、中央、二ツ橋町、三ツ境、南瀬  
 谷二丁目、南台一丁目及び南台二丁目地内

- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
- 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
  - 横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
  - 神奈川区広台太田町 3 番地の 8
  - 横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
  - 西区中央一丁目 5 番 10 号
  - 横浜市西区役所総務部区政推進課
  - 南区浦舟町 2 丁目 33 番地
  - 横浜市南区役所総務部区政推進課
  - 港南区港南四丁目 2 番 10 号
  - 横浜市港南区役所総務部区政推進課
  - 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
  - 横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
  - 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
  - 横浜市旭区役所総務部区政推進課
  - 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
  - 横浜市磯子区役所総務部区政推進課
  - 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
  - 横浜市金沢区役所総務部区政推進課
  - 港北区大豆戸町 26 番地の 1
  - 横浜市港北区役所総務部区政推進課
  - 緑区寺山町 118 番地
  - 横浜市緑区役所総務部区政推進課
  - 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
  - 横浜市青葉区役所総務部区政推進課
  - 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
  - 横浜市都筑区役所総務部区政推進課
  - 戸塚区戸塚町 16 番地の 17
  - 横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
  - 栄区桂町 303 番地の 19
  - 横浜市栄区役所総務部区政推進課
  - 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
  - 横浜市泉区役所総務部区政推進課
  - 瀬谷区二ツ橋町 190 番地
  - 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 722 号

横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画特別用途地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

神奈川区菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、西谷二丁目、西谷町及び東川島町地内、旭区今宿町、今宿一丁目、今宿二丁目、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、川島町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、善部町、中尾一丁目、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、東希望が丘、二俣川 1 丁目、本村町、南希望が丘及び矢指町地内、栄区犬山町、尾月、桂台東、桂台南一丁目、桂台南二丁目、上郷町、上之町及び野七里一丁目地内並びに瀬谷区阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、二ツ橋町及び三ツ境地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

中区尾上町、真砂町及び港町地内

3 縦覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9  
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課  
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12  
横浜市旭区役所総務部区政推進課  
栄区桂町 303 番地の 19  
横浜市栄区役所総務部区政推進課  
瀬谷区二ツ橋町 190 番地  
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 723 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業 の 計 画 案  
の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業 の 計 画 案 を 作 成 し  
た の で 、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 17 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間  
満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業  
関 内 駅 前 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
中 区 尾 上 町 、 蓬 萊 町 、 真 砂 町 、 万 代 町 及 び 港 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 5 年 12 月 5 日 か ら 令 和 5 年 12 月 19 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横浜市公告第 724 号

横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画地区計画  
関内駅前地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
中区蓬萊町及び万代町地内
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
中区尾上町、真砂町及び港町地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 725 号

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

中区尾上町、蓬萊町、真砂町、万代町及び港町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 726 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・2号高島本牧線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
中区尾上町及び真砂町地内
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 19 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 727 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 4 月 7 日 第 2021 開 1313 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 名 瀬 町 764 番 地 の 11  
株 式 会 社 グ リ ー ン フ ィ ル ド  
代 表 取 締 役 青 野 一 稔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 平 戸 二 丁 目 2,104 番 の 8 の 一 部 、 2,104 番 の 18 か ら 2,10
- 4 番 の 26 ま で 、 2,105 番 の 6 の 一 部 、 2,105 番 の 15 の 一 部 、 2,10
- 6 番 の 1 の 一 部 及 び 2,106 番 の 6

横浜市公告第 728 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 1 月 26 日 第 2022 開 1120 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
港北区高田西三丁目 1 番 23 号  
芹田 彰  
港北区高田西三丁目 1 番 23 号  
芹田 智
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港北区高田西三丁目 1,700 番の 2 の一部、1,700 番の 11、1,700 番の 12 の一部、1,703 番の 1 の一部、1,703 番の 2 の一部、1,703 番の 3、1,704 番の 1 の一部、1,704 番の 3、1,704 番のロの一部、1,705 番の 1 及び 1,705 番の 5 の一部

横浜市公告第 729 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 3 月 22 日 第 2022 開 403 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
都筑区茅ヶ崎南二丁目 23 番 14 号  
デックス株式会社  
代表取締役 高山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
中区本牧緑ヶ丘 138 番の 7 から 138 番の 9 まで、138 番の 11、  
138 番の 13、138 番の 15、138 番の 16、138 番の 18、138 番の 20  
及び 138 番の 22 から 138 番の 27 まで

横 浜 市 公 告 第 730 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 7 月 6 日 第 2023 開 1605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 3 番 2 号  
株 式 会 社 弥 生 ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 宮 本 英 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 中 央 北 二 丁 目 4,140 番 の 15 、 4,140 番 の 27 及 び 4,140  
番 の 42 か ら 4,140 番 の 53 ま で

横 浜 市 公 告 第 731 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 1 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 11 月 20 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
23.73 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 梶 山 二 丁 目 387 番 の 11 及 び 396 番 の 29
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド  
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横浜市公告第 732 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 41・2 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 11 月 15 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
111.30 m
- 5 廃止の場所  
神奈川区大口仲町 160 番の 1 地先から 183 番の 3 地先まで

横浜市公告第 733 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 32・34 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 11 月 16 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.60 m 及び 6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
71.40 m
- 5 廃止の場所  
旭区東希望が丘 86 番の 3 地先から 86 番の 15 地先及び 86 番の 45 地先から 88 番の 21 地先まで

横 浜 市 公 告 第 734 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 11 月 15 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

21.40 m

4 廃 止 の 場 所

南 区 六 ツ 川 一 丁 目 283 番 の 1 、 284 番 の 2 、 284 番 の 3 及 び 28

6 番 の 10 の 各 一 部

---

区 公 告

---

鶴見区公告第 237 号（令和 5 年 11 月 20 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 5 年 11 月 20 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 37 - 17 浜 横浜	令和 5 年 11 月 13 日

---

水道局

---

水道局告示第 5 号

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定の一部改正

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定（昭和 58 年 4 月水道局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 岡 秀 一

表に次のように加える。

楽天銀行株式会社（注）	全国
-------------	----

表に備考として次のように加える。

（備考）

表中（注）を付した金融機関は、口座振替による収納に限る。

交通局

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 17 号（令和 5 年 12 月 1 日 掲 示 済）

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成 27 年 3 月 交通 局 規 程 第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条 第 1 項 中「毎月 5 日」を「毎月 21 日」に改め、同条 第 3 項 中「その月の 2 日、3 日又は 4 日以外の日」を「その月の 18 日、19 日又は 20 日以外の日」に改める。

第 40 条 中「翌々月」を「翌月」に改める。

附 則 第 13 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

ただし、企業職員給料表（二）又は企業職員給料表（三）の適用を受ける職員につき、当該額が横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第 13 条 第 1 項 に定める額を下回るときは、横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第 13 条 第 1 項 に定める額とする。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条）

企業職員給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,900	211,000	230,400	244,900	266,300	319,000	457,000	544,300
	2	146,000	212,800	232,200	246,600	268,500	321,700	460,000	546,600
	3	147,100	214,500	234,000	248,200	270,800	324,500	463,100	548,900
	4	148,100	216,400	235,700	250,400	273,000	327,300	466,100	551,200
	5	149,000	218,000	237,300	252,600	275,200	330,000	469,200	553,400
	6	150,000	219,600	239,100	254,800	277,300	332,700	472,300	555,500
	7	151,000	221,000	240,900	256,900	279,400	335,400	475,300	557,500

8	152,100	222,500	242,800	259,000	281,500	338,200	478,200	559,500
9	153,100	224,100	244,600	261,100	283,600	340,900	481,000	561,500
10	154,200	225,600	246,400	263,200	285,700	343,600	483,400	563,500
11	155,300	227,100	248,000	265,300	287,800	346,300	485,700	565,400
12	156,400	228,700	249,800	267,500	290,000	349,100	487,900	567,200
13	157,500	230,200	251,500	269,700	292,200	351,900	490,100	569,100
14	158,500	232,100	253,400	271,800	294,400	354,600	491,500	570,900
15	159,500	234,000	254,900	273,900	296,500	357,400	492,900	572,700
16	160,600	235,700	256,600	276,000	298,600	360,200	494,300	574,500
17	161,600	237,300	258,200	278,100	300,700	363,000	495,700	576,200
18	162,700	239,100	259,900	280,300	302,900	365,800	497,000	577,800
19	163,800	240,900	261,800	282,500	305,000	368,500	498,300	579,300
20	164,800	242,800	263,500	284,800	307,000	371,200	499,600	580,700
21	165,800	244,600	265,300	286,900	309,100	374,000	500,600	582,100
22	166,900	246,400	267,200	289,000	311,200	376,700	501,600	583,400
23	168,000	248,000	269,000	291,100	313,400	379,500	502,500	584,700
24	169,100	249,800	270,800	293,200	315,600	382,300	503,300	585,900
25	170,300	251,500	272,600	295,200	317,900	385,000	504,100	587,100
26	171,900	253,400	274,400	297,400	320,100	387,800	504,900	588,400
27	173,500	254,900	276,100	299,500	322,400	390,600	505,700	589,600
28	175,100	256,600	278,000	301,500	324,700	393,400	506,600	590,900
29	176,700	258,200	279,700	303,400	327,000	396,000	507,400	592,100
30	178,600	259,900	281,400	305,500	329,300	398,700	508,200	593,300
31	180,900	261,800	283,200	307,600	331,600	401,300	509,000	594,500
32	183,100	263,500	285,000	309,700	333,900	403,900	509,800	595,800
33	185,400	265,200	286,600	311,700	336,200	406,500	510,600	597,000
34	187,800	267,100	288,300	313,900	338,400	409,000	511,400	598,200
35	190,300	268,900	290,000	316,100	340,600	411,500	512,200	599,500
36	192,800	270,700	291,700	318,400	342,700	414,000	513,100	600,700
37	195,100	272,500	293,400	320,500	344,800	416,500	513,900	601,900
38	196,500	274,300	295,100	322,500	346,800	418,900	514,700	603,100
39	197,600	276,100	297,100	324,700	348,900	421,400	515,600	604,300
40	198,800	278,000	299,100	326,900	350,900	423,900	516,500	605,600
41	199,900	279,600	301,100	328,900	352,800	426,300	517,300	606,800
42	201,300	281,400	303,200	331,100	354,800	428,500	518,100	608,000
43	202,700	283,100	305,400	333,200	356,800	430,700	519,000	609,200
44	204,100	284,900	307,600	335,400	358,700	432,800	519,900	610,500
45	205,400	286,300	309,700	337,500	360,600	434,900	520,700	611,700
46	206,800	287,300	311,800	339,600	362,400	436,900	521,500	612,900
47	208,100	288,500	314,000	341,800	364,100	438,800	522,300	614,100

	48	209,500	289,700	316,200	344,000	365,800	440,600	523,200	615,300
	49	211,000	290,800	318,300	346,100	367,400	442,300	524,000	616,500
	50	212,700	292,500	320,500	348,100	368,900	444,000	524,800	617,700
	51	214,400	294,300	322,600	350,100	370,300	445,600	525,600	618,900
	52	216,300	296,200	324,700	352,100	371,800	447,100	526,500	620,100
	53	217,900	298,000	326,800	354,100	373,100	448,500	527,400	621,400
	54	219,600	299,900	328,900	356,000	374,400	449,800	528,200	622,600
	55	221,000	301,800	330,900	357,900	375,700	451,000	529,000	623,800
	56	222,500	303,500	332,900	359,700	377,000	452,100	529,900	625,100
	57	223,900	305,400	334,800	361,300	378,300	453,100	530,800	626,300
	58	225,400	307,400	336,800	362,700	379,500	454,000	531,600	
	59	227,000	309,300	338,700	364,200	380,700	454,900	532,400	
	60	228,700	311,100	340,600	365,600	381,800	455,700	533,200	
	61	230,200	312,900	342,500	367,000	382,800	456,400	534,100	
	62	232,100	314,500	344,300	368,300	383,800	457,100		
	63	233,900	316,200	346,000	369,500	384,800	457,800		
	64	235,700	317,800	347,700	370,700	385,700	458,500		
	65	237,300	319,500	349,300	371,800	386,600	459,100		
	66	239,100	320,800	350,800	372,800	387,400	459,700		
	67	240,900	322,000	352,200	373,800	388,100	460,400		
	68	242,800	323,300	353,600	374,700	388,800	461,100		
	69	244,600	324,400	354,900	375,500	389,500	461,800		
定	70	246,400	325,600	356,200	376,300	390,100	462,400		
年	71	248,000	326,700	357,500	377,100	390,700	463,100		
前	72	249,800	327,800	358,700	377,800	391,400	463,800		
再	73	251,500	328,800	359,800	378,500	392,100	464,400		
任	74	253,200	329,900	360,800	379,200	392,700	465,000		
用	75	254,900	331,100	361,700	379,800	393,300	465,700		
短	76	256,600	332,200	362,600	380,300	393,800	466,400		
時	77	258,200	333,200	363,500	380,700	394,400	467,000		
間	78	259,900	334,100	364,300	381,200	394,900	467,700		
勤	79	261,700	335,000	365,000	381,700	395,400	468,400		
務	80	263,500	335,800	365,600	382,100	395,900	469,000		
職	81	265,100	336,500	366,200	382,500	396,400	469,600		
員	82	266,900	337,200	366,900	383,000	396,800	470,300		
以	83	268,700	337,900	367,500	383,400	397,300	471,000		
外	84	270,400	338,500	368,100	383,800	397,700	471,600		
の	85	272,000	339,100	368,600	384,100	398,100	472,200		
職	86	273,800	339,700	369,000	384,500	398,600	472,800		
員	87	275,600	340,300	369,400	384,900	399,000	473,500		

88	277,400	340,900	369,800	385,300	399,400	474,200
89	278,900	341,400	370,200	385,700	399,800	474,800
90	280,800	341,900	370,600	386,200	400,200	475,500
91	282,600	342,400	371,000	386,600	400,700	476,200
92	284,500	342,900	371,300	387,000	401,100	476,800
93	286,300	343,500	371,700	387,300	401,500	477,400
94	287,100	344,000	372,100	387,700	402,000	478,100
95	287,700	344,400	372,500	388,100	402,400	478,800
96	288,300	344,900	372,900	388,500	402,800	479,500
97	288,700	345,400	373,200	388,800	403,200	480,100
98	289,200	345,900	373,600	389,200	403,600	480,800
99	289,600	346,400	373,900	389,700	404,100	481,500
100	290,100	346,900	374,300	390,100	404,500	482,100
101	290,400	347,300	374,600	390,500	404,900	482,700
102	290,800	347,600	375,000	390,900	405,400	483,400
103	291,100	347,900	375,300	391,300	405,800	484,100
104	291,500	348,200	375,700	391,700	406,200	484,700
105	291,900	348,500	376,000	392,100	406,600	485,400
106	292,300		376,400	392,600	407,100	486,000
107	292,700		376,800	393,100	407,500	486,700
108	293,000		377,100	393,500	407,900	487,300
109	293,300		377,400	393,800	408,300	488,000
110	293,600		377,800	394,200	408,800	488,700
111	293,900		378,200	394,700	409,200	489,300
112	294,200		378,500	395,100	409,600	489,900
113	294,600		378,900	395,500	410,000	490,600
114			379,300	396,000	410,400	491,300
115			379,700	396,400	410,900	491,900
116			380,000	396,800	411,300	492,500
117			380,400	397,100	411,700	493,200
118			380,800	397,500	412,100	493,900
119			381,200	398,000	412,600	494,600
120			381,500	398,400	413,000	495,200
121			381,900	398,800	413,400	495,800
122			382,300	399,300	413,900	
123			382,600	399,700	414,400	
124			383,000	400,100	414,800	
125			383,300	400,400	415,200	
126			383,700	400,800	415,600	
127			384,100	401,300	416,100	

128			384,400	401,700	416,500			
129			384,800	402,100	416,900			
130			385,200	402,600	417,400			
131			385,500	403,100	417,800			
132			385,800	403,500	418,200			
133			386,100	403,800	418,600			
134				404,200	419,100			
135				404,700	419,600			
136				405,100	420,000			
137				405,500	420,400			
138				406,000	420,800			
139				406,500	421,200			
140				406,900	421,600			
141				407,300	422,000			
142				407,800				
143				408,200				
144				408,600				
145				409,000				
146				409,500				
147				410,000				
148				410,400				
149				410,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	184,600	211,700	247,300	264,500	285,500	317,400	353,300	386,400

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けてない全ての職員に適用する。

別表第 2 ( 第 3 条 )

企業職員給料表 ( 二 )

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	161,500	208,800	257,600
	2	162,800	210,100	259,000
	3	164,200	211,300	260,300
	4	165,500	212,700	261,600
	5	166,700	213,900	262,800
	6	168,100	215,400	264,000
	7	169,500	216,700	265,300
	8	170,900	218,200	266,500
	9	172,600	219,500	267,600
	10	174,400	221,100	268,800
	11	176,100	222,500	270,100
	12	177,800	224,000	271,300
	13	179,500	225,300	272,300
	14	181,100	226,900	273,400
	15	183,000	228,500	274,600
	16	184,700	230,100	275,600
	17	186,200	231,400	276,800
	18	187,600	232,600	277,900
	19	189,100	233,700	279,100
	20	190,500	234,700	280,200
	21	191,900	236,000	281,200
	22	193,200	237,500	282,300
	23	194,300	239,100	283,200
	24	195,400	240,500	284,300
	25	196,500	242,200	285,300
	26	197,700	243,600	286,400
	27	198,800	245,000	287,400
	28	199,900	246,400	288,400
	29	201,200	247,800	289,400
	30	202,100	249,000	290,500
	31	203,300	250,400	291,500
	32	204,300	251,700	292,600
	33	205,600	252,900	293,400

	34	206,400	254,200	294,500
	35	207,300	255,600	295,500
	36	208,500	256,900	296,600
	37	209,300	258,200	297,300
	38	210,300	259,400	298,100
	39	211,100	260,800	299,000
	40	212,200	262,100	299,900
	41	213,000	263,300	300,800
	42	214,100	264,500	301,700
	43	215,200	265,700	302,700
	44	216,300	266,900	303,600
	45	217,400	268,000	304,400
	46	218,500	269,100	305,200
	47	219,900	270,300	306,000
	48	221,200	271,400	306,900
	49	222,400	272,700	307,700
	50	223,600	273,800	308,600
	51	224,800	275,000	309,400
	52	226,000	276,000	310,300
	53	226,900	277,100	311,000
	54	228,300	278,200	311,700
	55	229,500	279,400	312,500
	56	230,700	280,500	313,200
	57	231,800	281,500	314,000
	58	233,000	282,500	314,800
	59	234,200	283,500	315,500
	60	235,500	284,600	316,300
	61	236,500	285,600	316,800
	62	237,600	286,700	317,500
	63	238,700	287,700	318,200
	64	239,900	288,800	318,800
	65	241,000	289,600	319,500
	66	242,300	290,400	320,100
	67	243,500	291,100	320,600
	68	244,500	292,000	321,200
	69	245,700	292,800	321,800
	70	246,800	293,500	322,300
	71	248,000	294,300	323,100
	72	249,200	295,000	323,300
定	73	250,400	295,900	323,500

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	74	251,400	296,600	324,000
	75	252,300	297,400	324,500
	76	253,200	298,200	324,900
	77	254,300	298,900	325,200
	78	255,200	299,500	325,600
	79	256,200	300,100	326,000
	80	257,200	300,600	326,300
	81	258,200	301,100	326,800
	82	259,100	301,600	327,200
	83	260,000	302,200	327,500
	84	260,800	302,800	327,900
	85	261,800	303,200	328,300
	86	262,600	303,800	328,600
	87	263,400	304,400	329,000
	88	264,200	304,900	329,400
	89	265,000	305,300	329,700
	90	265,400	305,800	330,000
	91	266,000	306,200	330,400
	92	266,600	306,700	330,800
	93	266,900	307,200	331,100
	94	267,300	307,600	331,400
95	267,800	308,100	331,800	
96	268,300	308,500	332,200	
97	268,900	308,900	332,400	
98	269,400	309,400	332,800	
99	269,900	309,800	333,200	
100	270,300	310,300	333,600	
101	270,700	310,700	333,800	
102	271,000	311,000		
103	271,300	311,400		
104	271,600	311,800		
105	272,000	312,100		
106	272,400	312,500		
107	272,800	312,900		
108	273,200	313,200		
109	273,400	313,600		
110	273,800	314,000		
111	274,200	314,300		
112	274,600	314,700		
113	275,000	315,000		

114	275,300	315,400
115	275,700	315,700
116	276,100	316,100
117	276,300	316,400
118	276,600	316,700
119	276,800	317,100
120	277,100	317,500
121	277,500	317,700
122	277,700	318,100
123	278,000	318,500
124	278,300	318,800
125	278,600	319,000
126	278,900	319,400
127	279,200	319,700
128	279,500	320,100
129	279,800	320,300
130	280,100	320,600
131	280,300	321,000
132	280,600	321,400
133	280,900	321,500
134	281,200	
135	281,500	
136	281,800	
137	282,100	
138	282,400	
139	282,700	
140	283,000	
141	283,200	
142	283,500	
143	283,800	
144	284,100	
145	284,200	
146	284,500	
147	284,800	
148	285,100	
149	285,200	
150	285,400	
151	285,700	
152	286,000	
153	286,100	

	154	286,400		
	155	286,700		
	156	287,000		
	157	287,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		184,600	211,700	247,300

備考 この給料表は、運輸職員（業務員の職種にある者を除く。）  
 ）、運輸事務職員及び運輸技術職員のうち、平成 23 年度以降  
 に採用された職員に適用する。

別表第 3（第 3 条）

企業職員給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	133,300	191,000	210,700
	2	134,100	192,800	212,100
	3	134,900	194,800	213,500
	4	135,800	196,600	215,200
	5	136,600	198,500	216,600
	6	137,400	199,900	218,300
	7	138,300	201,300	220,100
	8	139,200	202,800	221,700
	9	140,300	204,100	223,600
	10	141,700	205,700	225,400
	11	142,900	207,400	227,000

12	144,100	209,100	228,700
13	145,500	211,100	230,200
14	146,700	212,800	231,900
15	148,000	214,400	233,600
16	149,200	215,900	235,200
17	150,100	217,500	237,000
18	151,000	219,300	238,500
19	152,000	221,200	239,800
20	153,000	222,800	241,600
21	153,800	224,600	243,100
22	154,700	226,200	244,900
23	155,700	227,500	246,400
24	156,500	229,100	248,200
25	157,600	230,700	250,100
26	159,000	232,500	251,700
27	160,400	234,000	253,600
28	161,700	235,800	255,300
29	163,200	237,300	256,900
30	164,500	238,700	258,600
31	165,900	240,600	260,200
32	167,300	242,200	261,700
33	168,900	243,500	263,500
34	170,400	245,400	265,300
35	172,200	246,800	267,000
36	173,900	248,200	268,600
37	175,300	249,900	270,300
38	176,600	251,500	271,800
39	177,800	253,100	273,300
40	179,100	254,700	274,900
41	180,300	256,300	276,800
42	181,900	257,800	278,600
43	183,600	259,200	280,400
44	185,200	260,700	282,200
45	186,600	262,300	284,100
46	188,300	263,800	286,100
47	190,000	265,300	287,900
48	191,500	266,900	290,000
49	193,200	268,300	291,800
50	194,900	270,000	293,600
51	196,600	271,700	295,600

	52	198,300	273,400	297,400
	53	200,000	274,800	299,300
	54	201,700	276,500	301,100
	55	203,400	278,100	302,900
	56	204,800	279,800	304,900
	57	206,500	281,500	306,300
	58	208,200	283,300	308,100
	59	209,900	284,800	309,800
	60	211,600	286,600	311,600
	61	213,300	288,100	313,200
	62	215,000	289,400	314,800
	63	216,700	290,700	316,400
	64	218,400	292,000	317,900
	65	220,100	293,700	319,500
	66	221,800	294,700	320,700
	67	223,500	295,800	322,000
	68	225,200	296,900	323,200
	69	226,900	297,900	324,500
	70	228,600	298,800	325,500
定	71	230,300	299,700	326,600
年	72	232,000	300,600	327,600
前	73	233,700	301,400	328,700
再	74	235,400	302,300	329,600
任	75	237,000	303,100	330,600
用	76	238,600	304,000	331,700
短	77	240,200	305,000	332,300
時	78	241,800	305,700	333,100
間	79	243,400	306,500	333,800
勤	80	245,000	307,200	334,600
務	81	246,600	308,100	334,900
職	82	248,200	308,600	335,600
員	83	249,800	309,100	336,200
以	84	251,400	309,600	336,900
外	85	253,000	310,400	337,400
の	86	254,600	310,900	337,700
職	87	256,200	311,400	338,100
員	88	257,800	311,900	338,500
	89	259,400	312,600	338,800
	90	261,000	313,100	339,200
	91	262,600	313,500	339,500

92	264,200	313,900	339,900
93	265,800	314,300	340,100
94	266,300	314,800	340,500
95	266,600	315,200	340,800
96	266,900	315,700	341,200
97	267,200	316,100	341,500
98	267,600	316,600	341,900
99	268,000	317,100	342,200
100	268,400	317,500	342,500
101	268,600	317,800	342,900
102	268,800	318,200	343,300
103	269,000	318,600	343,700
104	269,200	318,800	344,000
105	269,400	319,100	344,200
106	269,600		344,500
107	269,800		344,900
108	270,000		345,200
109	270,200		345,400
110	270,400		345,800
111	270,600		346,200
112	270,800		346,600
113	271,000		346,800
114			347,200
115			347,600
116			347,900
117			348,200
118			348,600
119			349,000
120			349,400
121			349,700
122			350,000
123			350,400
124			350,700
125			351,000
126			351,300
127			351,700
128			352,100
129			352,400
130			352,800
131			353,000

	132			353,300
	133			353,600
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	184,600	211,700	247,300	

備考 この給料表は、運輸職員（業務員の職種にある者を除く。）  
 )、運輸事務職員及び運輸技術職員のうち、別表第 2 の適用  
 を受けない職員に適用する。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、公布の日から施行する。

( 適用 )

2 第 3 条の規定による改正後の横浜市交通局企業職員の給与に関する規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

交通局公告第 7 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 5 年 11 月 10 日懲戒処分に付した

。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部滝頭 営業所	運輸職員	伊 東 真 樹	戒 告
自動車本部港南 営業所	運輸職員	島 田 俊 夫	戒 告

---

医療局病院経営本部

---

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 7 号（令和 5 年 12 月 1 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「5 日」を「21 日」に改め、同条第 4 項中「2 日」を「18 日」に、「3 日」を「19 日」に、「4 日」を「20 日」に改める。

第 31 条第 1 項中「単身赴任手当」の次に「、特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）」を加え、同条第 2 項中「特殊勤務手当」の次に「（月額で支給されるものを除く。）」を加え、「翌々月」を「翌月」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 医療局病院経営本部行政職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 144,900	円 211,000	円 230,400	円 244,900	円 266,300	円 319,000	円 457,000	円 544,300
	2	146,000	212,800	232,200	246,600	268,500	321,700	460,000	546,600
	3	147,100	214,500	234,000	248,200	270,800	324,500	463,100	548,900
	4	148,100	216,400	235,700	250,400	273,000	327,300	466,100	551,200
	5	149,000	218,000	237,300	252,600	275,200	330,000	469,200	553,400
	6	150,000	219,600	239,100	254,800	277,300	332,700	472,300	555,500
	7	151,000	221,000	240,900	256,900	279,400	335,400	475,300	557,500
	8	152,100	222,500	242,800	259,000	281,500	338,200	478,200	559,500
	9	153,100	224,100	244,600	261,100	283,600	340,900	481,000	561,500
	10	154,200	225,600	246,400	263,200	285,700	343,600	483,400	563,500
	11	155,300	227,100	248,000	265,300	287,800	346,300	485,700	565,400
	12	156,400	228,700	249,800	267,500	290,000	349,100	487,900	567,200
	13	157,500	230,200	251,500	269,700	292,200	351,900	490,100	569,100
	14	158,500	232,100	253,400	271,800	294,400	354,600	491,500	570,900
	15	159,500	234,000	254,900	273,900	296,500	357,400	492,900	572,700
	16	160,600	235,700	256,600	276,000	298,600	360,200	494,300	574,500
	17	161,600	237,300	258,200	278,100	300,700	363,000	495,700	576,200
	18	162,700	239,100	259,900	280,300	302,900	365,800	497,000	577,800
	19	163,800	240,900	261,800	282,500	305,000	368,500	498,300	579,300
	20	164,800	242,800	263,500	284,800	307,000	371,200	499,600	580,700
	21	165,800	244,600	265,300	286,900	309,100	374,000	500,600	582,100
	22	166,900	246,400	267,200	289,000	311,200	376,700	501,600	583,400
	23	168,000	248,000	269,000	291,100	313,400	379,500	502,500	584,700
	24	169,100	249,800	270,800	293,200	315,600	382,300	503,300	585,900
	25	170,300	251,500	272,600	295,200	317,900	385,000	504,100	587,100
	26	171,900	253,400	274,400	297,400	320,100	387,800	504,900	588,400
	27	173,500	254,900	276,100	299,500	322,400	390,600	505,700	589,600
	28	175,100	256,600	278,000	301,500	324,700	393,400	506,600	590,900
	29	176,700	258,200	279,700	303,400	327,000	396,000	507,400	592,100
	30	178,600	259,900	281,400	305,500	329,300	398,700	508,200	593,300
	31	180,900	261,800	283,200	307,600	331,600	401,300	509,000	594,500
	32	183,100	263,500	285,000	309,700	333,900	403,900	509,800	595,800
	33	185,400	265,200	286,600	311,700	336,200	406,500	510,600	597,000
	34	187,800	267,100	288,300	313,900	338,400	409,000	511,400	598,200
	35	190,300	268,900	290,000	316,100	340,600	411,500	512,200	599,500
	36	192,800	270,700	291,700	318,400	342,700	414,000	513,100	600,700
	37	195,100	272,500	293,400	320,500	344,800	416,500	513,900	601,900
	38	196,500	274,300	295,100	322,500	346,800	418,900	514,700	603,100
	39	197,600	276,100	297,100	324,700	348,900	421,400	515,600	604,300
	40	198,800	278,000	299,100	326,900	350,900	423,900	516,500	605,600
	41	199,900	279,600	301,100	328,900	352,800	426,300	517,300	606,800
	42	201,300	281,400	303,200	331,100	354,800	428,500	518,100	608,000
	43	202,700	283,100	305,400	333,200	356,800	430,700	519,000	609,200
	44	204,100	284,900	307,600	335,400	358,700	432,800	519,900	610,500
	45	205,400	286,300	309,700	337,500	360,600	434,900	520,700	611,700
	46	206,800	287,300	311,800	339,600	362,400	436,900	521,500	612,900
	47	208,100	288,500	314,000	341,800	364,100	438,800	522,300	614,100
	48	209,500	289,700	316,200	344,000	365,800	440,600	523,200	615,300
	49	211,000	290,800	318,300	346,100	367,400	442,300	524,000	616,500
	50	212,700	292,500	320,500	348,100	368,900	444,000	524,800	617,700
	51	214,400	294,300	322,600	350,100	370,300	445,600	525,600	618,900
	52	216,300	296,200	324,700	352,100	371,800	447,100	526,500	620,100
	53	217,900	298,000	326,800	354,100	373,100	448,500	527,400	621,400
	54	219,600	299,900	328,900	356,000	374,400	449,800	528,200	622,600
	55	221,000	301,800	330,900	357,900	375,700	451,000	529,000	623,800
	56	222,500	303,500	332,900	359,700	377,000	452,100	529,900	625,100
	57	223,900	305,400	334,800	361,300	378,300	453,100	530,800	626,300
	58	225,400	307,400	336,800	362,700	379,500	454,000	531,600	
	59	227,000	309,300	338,700	364,200	380,700	454,900	532,400	

60	228,700	311,100	340,600	365,600	381,800	455,700	533,200
61	230,200	312,900	342,500	367,000	382,800	456,400	534,100
62	232,100	314,500	344,300	368,300	383,800	457,100	
63	233,900	316,200	346,000	369,500	384,800	457,800	
64	235,700	317,800	347,700	370,700	385,700	458,500	
65	237,300	319,500	349,300	371,800	386,600	459,100	
66	239,100	320,800	350,800	372,800	387,400	459,700	
67	240,900	322,000	352,200	373,800	388,100	460,400	
68	242,800	323,300	353,600	374,700	388,800	461,100	
69	244,600	324,400	354,900	375,500	389,500	461,800	
70	246,400	325,600	356,200	376,300	390,100	462,400	
71	248,000	326,700	357,500	377,100	390,700	463,100	
72	249,800	327,800	358,700	377,800	391,400	463,800	
73	251,500	328,800	359,800	378,500	392,100	464,400	
74	253,200	329,900	360,800	379,200	392,700	465,000	
75	254,900	331,100	361,700	379,800	393,300	465,700	
76	256,600	332,200	362,600	380,300	393,800	466,400	
77	258,200	333,200	363,500	380,700	394,400	467,000	
78	259,900	334,100	364,300	381,200	394,900	467,700	
79	261,700	335,000	365,000	381,700	395,400	468,400	
80	263,500	335,800	365,600	382,100	395,900	469,000	
81	265,100	336,500	366,200	382,500	396,400	469,600	
82	266,900	337,200	366,900	383,000	396,800	470,300	
83	268,700	337,900	367,500	383,400	397,300	471,000	
84	270,400	338,500	368,100	383,800	397,700	471,600	
85	272,000	339,100	368,600	384,100	398,100	472,200	
86	273,800	339,700	369,000	384,500	398,600	472,800	
87	275,600	340,300	369,400	384,900	399,000	473,500	
88	277,400	340,900	369,800	385,300	399,400	474,200	
89	278,900	341,400	370,200	385,700	399,800	474,800	
90	280,800	341,900	370,600	386,200	400,200	475,500	
91	282,600	342,400	371,000	386,600	400,700	476,200	
92	284,500	342,900	371,300	387,000	401,100	476,800	
93	286,300	343,500	371,700	387,300	401,500	477,400	
94	287,100	344,000	372,100	387,700	402,000	478,100	
95	287,700	344,400	372,500	388,100	402,400	478,800	
96	288,300	344,900	372,900	388,500	402,800	479,500	
97	288,700	345,400	373,200	388,800	403,200	480,100	
98	289,200	345,900	373,600	389,200	403,600	480,800	
99	289,600	346,400	373,900	389,700	404,100	481,500	
100	290,100	346,900	374,300	390,100	404,500	482,100	
101	290,400	347,300	374,600	390,500	404,900	482,700	
102	290,800	347,600	375,000	390,900	405,400	483,400	
103	291,100	347,900	375,300	391,300	405,800	484,100	
104	291,500	348,200	375,700	391,700	406,200	484,700	
105	291,900	348,500	376,000	392,100	406,600	485,400	
106	292,300		376,400	392,600	407,100	486,000	
107	292,700		376,800	393,100	407,500	486,700	
108	293,000		377,100	393,500	407,900	487,300	
109	293,300		377,400	393,800	408,300	488,000	
110	293,600		377,800	394,200	408,800	488,700	
111	293,900		378,200	394,700	409,200	489,300	
112	294,200		378,500	395,100	409,600	489,900	
113	294,600		378,900	395,500	410,000	490,600	
114			379,300	396,000	410,400	491,300	
115			379,700	396,400	410,900	491,900	
116			380,000	396,800	411,300	492,500	
117			380,400	397,100	411,700	493,200	
118			380,800	397,500	412,100	493,900	
119			381,200	398,000	412,600	494,600	
120			381,500	398,400	413,000	495,200	
121			381,900	398,800	413,400	495,800	
122			382,300	399,300	413,900		
123			382,600	399,700	414,400		
124			383,000	400,100	414,800		

	125			383,300	400,400	415,200			
	126			383,700	400,800	415,600			
	127			384,100	401,300	416,100			
	128			384,400	401,700	416,500			
	129			384,800	402,100	416,900			
	130			385,200	402,600	417,400			
	131			385,500	403,100	417,800			
	132			385,800	403,500	418,200			
	133			386,100	403,800	418,600			
	134				404,200	419,100			
	135				404,700	419,600			
	136				405,100	420,000			
	137				405,500	420,400			
	138				406,000	420,800			
	139				406,500	421,200			
	140				406,900	421,600			
	141				407,300	422,000			
	142				407,800				
	143				408,200				
	144				408,600				
	145				409,000				
	146				409,500				
	147				410,000				
	148				410,400				
	149				410,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,600	211,700	247,300	264,500	285,500	317,400	353,300	386,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。

別表第 2 医療局病院経営本部医療職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	229,900	354,200	393,800	423,800	555,900
	2	232,100	357,900	396,500	426,100	558,300
	3	234,300	361,600	399,100	428,400	560,800
	4	236,500	365,100	401,700	430,800	563,200
	5	238,800	368,600	404,200	432,900	565,500
	6	241,000	372,300	406,900	435,300	567,700
	7	243,500	376,000	409,500	437,600	569,800
	8	245,700	379,700	412,100	439,900	571,900
	9	247,800	383,400	414,600	442,300	573,900
	10	250,400	386,700	417,200	444,700	575,800
	11	253,100	390,000	419,700	447,000	577,800
	12	255,600	393,300	422,200	449,300	579,700
	13	258,300	396,300	424,400	451,700	581,600
	14	261,200	398,700	426,800	453,900	583,500
	15	264,100	401,000	429,100	456,100	585,400
	16	267,000	403,300	431,400	458,400	587,400
	17	269,900	405,300	433,600	460,600	589,200
	18	272,500	407,500	435,900	462,900	590,900
	19	275,000	409,700	438,200	465,100	592,500
	20	277,200	412,000	440,600	467,300	594,200
	21	279,500	413,800	442,800	469,700	595,700
	22	282,900	416,100	445,100	471,900	596,900
	23	286,000	418,300	447,500	474,100	598,200
	24	289,400	420,400	449,800	476,400	599,400
	25	292,700	422,600	451,900	478,400	600,700
	26	295,800	424,300	454,200	480,600	602,000
	27	299,000	426,300	456,400	482,900	603,200
	28	301,900	428,300	458,700	485,100	604,500
	29	304,600	430,400	460,800	487,200	605,700
	30	307,400	432,300	463,100	489,300	607,000
	31	310,500	434,000	465,500	491,500	608,200
	32	313,500	436,100	467,800	493,900	609,500
	33	316,600	438,100	470,200	496,000	610,800
	34	319,500	440,200	472,300	498,100	612,000
	35	322,600	442,200	474,300	500,500	613,300
	36	325,700	444,400	476,300	502,700	614,500
	37	328,600	446,400	478,400	504,800	615,800
	38	331,500	448,500	480,700	506,900	617,000
	39	334,400	450,400	483,100	508,900	618,300
	40	337,300	452,500	485,400	511,000	619,600
	41	340,000	454,600	487,500	513,100	620,800
	42	342,700	456,200	489,800	515,000	622,100
	43	345,200	457,900	492,000	517,000	623,400
	44	347,900	459,500	494,200	518,900	624,600
	45	350,300	460,900	496,300	521,000	625,800
	46	352,800	462,400	498,000	522,800	627,000
	47	355,400	463,800	499,600	524,700	628,300
	48	357,900	465,300	501,200	526,500	629,600
	49	360,400	466,600	502,700	528,100	630,800
	50	362,800	468,100	504,200	529,600	632,100
	51	365,300	469,600	505,800	531,200	633,400
	52	367,700	471,000	507,300	532,600	634,600
	53	370,000	472,400	508,800	534,200	635,900
	54	372,400	473,000	509,600	535,500	637,200
	55	374,900	473,500	510,400	536,700	638,400
	56	377,300	474,000	511,100	538,000	639,700
	57	379,600	474,700	511,900	539,200	640,900
	58	380,900		512,700	540,100	
	59	382,400		513,500	541,000	

	60	383,900		514,200	541,900	
	61	384,800		515,000	542,800	
	62	385,800		515,800	543,500	
	63	386,700		516,600	544,200	
	64	387,800		517,400	544,900	
	65	388,500		518,100	545,500	
	66	389,400		518,900	546,100	
	67	390,300		519,700	546,800	
	68	391,100		520,500	547,500	
	69	392,000		521,200	548,100	
	70	392,600		522,000	548,800	
	71	393,000		522,800	549,500	
	72	393,600		523,600	550,100	
	73	393,800		524,400	550,700	
	74				551,400	
	75				552,100	
	76				552,800	
	77				553,300	
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		298,200	340,100	393,600	466,500	566,400

備考 この表は、医師及び歯科医師で、別に定めるものに適用する。

別表第 3 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級
		給 料 年 額	給 料 年 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	5,085,600	6,670,800
	2	5,113,200	6,699,600
	3	5,140,800	6,729,600
	4	5,169,600	6,758,400
	5	5,194,800	6,786,000
	6	5,223,600	6,812,400
	7	5,251,200	6,837,600
	8	5,278,800	6,862,800
	9	5,307,600	6,886,800
	10	5,336,400	6,909,600
	11	5,364,000	6,933,600
	12	5,391,600	6,956,400
	13	5,420,400	6,979,200
	14	5,446,800	7,002,000
	15	5,473,200	7,024,800
	16	5,500,800	7,048,800
	17	5,527,200	7,070,400
	18	5,554,800	7,090,800
	19	5,581,200	7,110,000
	20	5,607,600	7,130,400
	21	5,636,400	7,148,400
	22	5,662,800	7,162,800
	23	5,689,200	7,178,400
	24	5,716,800	7,192,800
	25	5,740,800	7,208,400
	26	5,767,200	7,224,000
	27	5,794,800	7,238,400
	28	5,821,200	7,254,000
	29	5,846,400	7,268,400
	30	5,871,600	7,284,000
	31	5,898,000	7,298,400
	32	5,926,800	7,314,000
	33	5,952,000	7,329,600
	34	5,977,200	7,344,000
	35	6,006,000	7,359,600
	36	6,032,400	7,374,000
	37	6,057,600	7,389,600
	38	6,082,800	7,404,000
	39	6,106,800	7,419,600
	40	6,132,000	7,435,200
	41	6,157,200	7,449,600
	42	6,180,000	7,465,200
	43	6,204,000	7,480,800
	44	6,226,800	7,495,200
	45	6,252,000	7,509,600
	46	6,273,600	7,524,000
	47	6,296,400	7,539,600
	48	6,318,000	7,555,200
	49	6,337,200	7,569,600
	50	6,355,200	7,585,200
	51	6,374,400	7,600,800
	52	6,391,200	7,615,200
	53	6,410,400	7,630,800
	54	6,426,000	7,646,400
	55	6,440,400	7,660,800
	56	6,456,000	7,676,400
	57	6,470,400	7,690,800
	58	6,481,200	
	59	6,492,000	

	60	6,502,800	
	61	6,513,600	
	62	6,522,000	
	63	6,530,400	
	64	6,538,800	
	65	6,546,000	
	66	6,553,200	
	67	6,561,600	
	68	6,570,000	
	69	6,577,200	
	70	6,585,600	
	71	6,594,000	
	72	6,601,200	
	73	6,608,400	
	74	6,616,800	
	75	6,625,200	
	76	6,633,600	
	77	6,639,600	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給 料 年 額	基 給 料 年 額
		円	円
		5,598,000	6,796,800

備考 この表は、医師及び歯科医師で、別に定めるものに適用する。

別表第 4 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 170,300	円 211,000	円 230,400	円 244,900	円 266,300	円 319,000	円 457,000
	2	171,900	212,800	232,200	246,600	268,500	321,700	460,000
	3	173,500	214,500	234,000	248,200	270,800	324,500	463,100
	4	175,100	216,400	235,700	250,400	273,000	327,300	466,100
	5	176,700	218,000	237,300	252,600	275,200	330,000	469,200
	6	178,600	219,600	239,100	254,800	277,300	332,700	472,300
	7	180,900	221,000	240,900	256,900	279,400	335,400	475,300
	8	183,100	222,500	242,800	259,000	281,500	338,200	478,200
	9	185,400	224,100	244,600	261,100	283,600	340,900	481,000
	10	187,800	225,600	246,400	263,200	285,700	343,600	483,400
	11	190,300	227,100	248,000	265,300	287,800	346,300	485,700
	12	192,800	228,700	249,800	267,500	290,000	349,100	487,900
	13	195,100	230,200	251,500	269,700	292,200	351,900	490,100
	14	196,500	232,100	253,400	271,800	294,400	354,600	491,500
	15	197,600	234,000	254,900	273,900	296,500	357,400	492,900
	16	198,800	235,700	256,600	276,000	298,600	360,200	494,300
	17	199,900	237,300	258,200	278,100	300,700	363,000	495,700
	18	201,300	239,100	259,900	280,300	302,900	365,800	497,000
	19	202,700	240,900	261,800	282,500	305,000	368,500	498,300
	20	204,100	242,800	263,500	284,800	307,000	371,200	499,600
	21	205,400	244,600	265,300	286,900	309,100	374,000	500,600
	22	206,800	246,400	267,200	289,000	311,200	376,700	501,600
	23	208,100	248,000	269,000	291,100	313,400	379,500	502,500
	24	209,500	249,800	270,800	293,200	315,600	382,300	503,300
	25	211,000	251,500	272,600	295,200	317,900	385,000	504,100
	26	212,700	253,400	274,400	297,400	320,100	387,800	504,900
	27	214,400	254,900	276,100	299,500	322,400	390,600	505,700
	28	216,300	256,600	278,000	301,500	324,700	393,400	506,600
	29	217,900	258,200	279,700	303,400	327,000	396,000	507,400
	30	219,600	259,900	281,400	305,500	329,300	398,700	508,200
	31	221,000	261,800	283,200	307,600	331,600	401,300	509,000
	32	222,500	263,500	285,000	309,700	333,900	403,900	509,800
	33	223,900	265,200	286,600	311,700	336,200	406,500	510,600
	34	225,400	267,100	288,300	313,900	338,400	409,000	511,400
	35	227,000	268,900	290,000	316,100	340,600	411,500	512,200
	36	228,700	270,700	291,700	318,400	342,700	414,000	513,100
	37	230,200	272,500	293,400	320,500	344,800	416,500	513,900
	38	232,100	274,300	295,100	322,500	346,800	418,900	514,700
	39	233,900	276,100	297,100	324,700	348,900	421,400	515,600
	40	235,700	278,000	299,100	326,900	350,900	423,900	516,500
	41	237,300	279,600	301,100	328,900	352,800	426,300	517,300
	42	239,100	281,400	303,200	331,100	354,800	428,500	518,100
	43	240,900	283,100	305,400	333,200	356,800	430,700	519,000
	44	242,800	284,900	307,600	335,400	358,700	432,800	519,900
	45	244,600	286,300	309,700	337,500	360,600	434,900	520,700
	46	246,400	287,300	311,800	339,600	362,400	436,900	521,500
	47	248,000	288,500	314,000	341,800	364,100	438,800	522,300
	48	249,800	289,700	316,200	344,000	365,800	440,600	523,200
	49	251,500	290,800	318,300	346,100	367,400	442,300	524,000
	50	253,200	292,500	320,500	348,100	368,900	444,000	524,800
	51	254,900	294,300	322,600	350,100	370,300	445,600	525,600
	52	256,600	296,200	324,700	352,100	371,800	447,100	526,500
	53	258,200	298,000	326,800	354,100	373,100	448,500	527,400
	54	259,900	299,900	328,900	356,000	374,400	449,800	528,200
	55	261,700	301,800	330,900	357,900	375,700	451,000	529,000
	56	263,500	303,500	332,900	359,700	377,000	452,100	529,900
	57	265,100	305,400	334,800	361,300	378,300	453,100	530,800
	58	266,900	307,400	336,800	362,700	379,500	454,000	531,600
	59	268,700	309,300	338,700	364,200	380,700	454,900	532,400

60	270,400	311,100	340,600	365,600	381,800	455,700	533,200
61	272,000	312,900	342,500	367,000	382,800	456,400	534,100
62	273,800	314,500	344,300	368,300	383,800	457,100	
63	275,600	316,200	346,000	369,500	384,800	457,800	
64	277,400	317,800	347,700	370,700	385,700	458,500	
65	278,900	319,500	349,300	371,800	386,600	459,100	
66	280,800	320,800	350,800	372,800	387,400	459,700	
67	282,600	322,000	352,200	373,800	388,100	460,400	
68	284,500	323,300	353,600	374,700	388,800	461,100	
69	286,300	324,400	354,900	375,500	389,500	461,800	
70	287,100	325,600	356,200	376,300	390,100	462,400	
71	287,700	326,700	357,500	377,100	390,700	463,100	
72	288,300	327,800	358,700	377,800	391,400	463,800	
73	288,700	328,800	359,800	378,500	392,100	464,400	
74	289,200	329,900	360,800	379,200	392,700	465,000	
75	289,600	331,100	361,700	379,800	393,300	465,700	
76	290,100	332,200	362,600	380,300	393,800	466,400	
77	290,400	333,200	363,500	380,700	394,400	467,000	
78	290,800	334,100	364,300	381,200	394,900	467,700	
79	291,100	335,000	365,000	381,700	395,400	468,400	
80	291,500	335,800	365,600	382,100	395,900	469,000	
81	291,900	336,500	366,200	382,500	396,400	469,600	
82	292,300	337,200	366,900	383,000	396,800	470,300	
83	292,700	337,900	367,500	383,400	397,300	471,000	
84	293,000	338,500	368,100	383,800	397,700	471,600	
85	293,300	339,100	368,600	384,100	398,100	472,200	
86	293,600	339,700	369,000	384,500	398,600	472,800	
87	293,900	340,300	369,400	384,900	399,000	473,500	
88	294,200	340,900	369,800	385,300	399,400	474,200	
89	294,600	341,400	370,200	385,700	399,800	474,800	
90		341,900	370,600	386,200	400,200	475,500	
91		342,400	371,000	386,600	400,700	476,200	
92		342,900	371,300	387,000	401,100	476,800	
93		343,500	371,700	387,300	401,500	477,400	
94		344,000	372,100	387,700	402,000	478,100	
95		344,400	372,500	388,100	402,400	478,800	
96		344,900	372,900	388,500	402,800	479,500	
97		345,400	373,200	388,800	403,200	480,100	
98		345,900	373,600	389,200	403,600	480,800	
99		346,400	373,900	389,700	404,100	481,500	
100		346,900	374,300	390,100	404,500	482,100	
101		347,300	374,600	390,500	404,900	482,700	
102		347,600	375,000	390,900	405,400	483,400	
103		347,900	375,300	391,300	405,800	484,100	
104		348,200	375,700	391,700	406,200	484,700	
105		348,500	376,000	392,100	406,600	485,400	
106			376,400	392,600	407,100	486,000	
107			376,800	393,100	407,500	486,700	
108			377,100	393,500	407,900	487,300	
109			377,400	393,800	408,300	488,000	
110			377,800	394,200	408,800	488,700	
111			378,200	394,700	409,200	489,300	
112			378,500	395,100	409,600	489,900	
113			378,900	395,500	410,000	490,600	
114			379,300	396,000	410,400	491,300	
115			379,700	396,400	410,900	491,900	
116			380,000	396,800	411,300	492,500	
117			380,400	397,100	411,700	493,200	
118			380,800	397,500	412,100	493,900	
119			381,200	398,000	412,600	494,600	
120			381,500	398,400	413,000	495,200	
121			381,900	398,800	413,400	495,800	
122			382,300	399,300	413,900		
123			382,600	399,700	414,400		
124			383,000	400,100	414,800		

	125			383,300	400,400	415,200		
	126			383,700	400,800	415,600		
	127			384,100	401,300	416,100		
	128			384,400	401,700	416,500		
	129			384,800	402,100	416,900		
	130			385,200	402,600	417,400		
	131			385,500	403,100	417,800		
	132			385,800	403,500	418,200		
	133			386,100	403,800	418,600		
	134				404,200	419,100		
	135				404,700	419,600		
	136				405,100	420,000		
	137				405,500	420,400		
	138				406,000	420,800		
	139				406,500	421,200		
	140				406,900	421,600		
	141				407,300	422,000		
	142				407,800			
	143				408,200			
	144				408,600			
	145				409,000			
	146				409,500			
	147				410,000			
	148				410,400			
	149				410,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,600	211,700	247,300	264,500	285,500	317,400	353,300	

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で、別に定めるものに適用する。

別表第 5 医療局病院経営本部技能職員等給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	144,900	211,000	228,100
	2	146,000	212,800	229,900
	3	147,100	214,500	231,700
	4	148,100	216,400	233,300
	5	149,000	218,000	234,900
	6	150,000	219,600	236,700
	7	151,000	221,000	238,500
	8	152,100	222,500	240,300
	9	153,100	224,100	242,100
	10	154,200	225,600	243,900
	11	155,300	227,100	245,600
	12	156,400	228,700	247,300
	13	157,500	230,200	249,000
	14	158,500	232,100	250,900
	15	159,500	234,000	252,400
	16	160,600	235,700	254,000
	17	161,600	237,300	255,600
	18	162,700	239,100	257,300
	19	163,800	240,900	259,100
	20	164,800	242,800	260,800
	21	165,800	244,600	262,600
	22	166,900	246,400	264,500
	23	168,000	248,000	266,200
	24	169,100	249,800	268,000
	25	170,300	251,500	269,800
	26	171,900	253,400	271,600
	27	173,500	254,900	273,200
	28	175,100	256,600	275,100
	29	176,700	258,200	276,800
	30	178,600	259,900	278,600
	31	180,900	261,800	280,300
	32	183,100	263,500	282,100
	33	185,400	265,200	283,700
	34	187,800	267,100	285,400
	35	190,300	268,900	287,000
	36	192,800	270,700	288,700
	37	195,100	272,500	290,400
	38	196,500	274,300	292,100
	39	197,600	276,100	294,000
	40	198,800	278,000	296,000
	41	199,900	279,600	298,000
	42	201,300	281,400	300,100
	43	202,700	283,100	302,200
	44	204,100	284,900	304,400
	45	205,400	286,300	306,500
	46	206,800	287,300	308,600
	47	208,100	288,500	310,800
	48	209,500	289,700	312,900
	49	211,000	290,800	315,000
	50	212,700	292,500	317,200
	51	214,400	294,300	319,300
	52	216,300	296,200	321,400
	53	217,900	298,000	323,400
	54	219,600	299,900	325,500
	55	221,000	301,800	327,500
	56	222,500	303,500	329,500
	57	223,900	305,400	331,300
	58	225,400	307,400	333,300
	59	227,000	309,300	335,200

60	228,700	311,100	337,100
61	230,200	312,900	338,900
62	232,100	314,500	340,700
63	233,900	316,200	342,400
64	235,700	317,800	344,100
65	237,300	319,500	345,700
66	239,100	320,800	347,200
67	240,900	322,000	348,500
68	242,800	323,300	350,000
69	244,600	324,400	351,200
70	246,400	325,600	352,500
71	248,000	326,700	353,800
72	249,800	327,800	355,000
73	251,500	328,800	356,000
74	253,200	329,900	357,000
75	254,900	331,100	358,000
76	256,600	332,200	358,800
77	258,200	333,200	359,800
78	259,900	334,100	360,500
79	261,700	335,000	361,200
80	263,500	335,800	361,800
81	265,100	336,500	362,400
82	266,900	337,200	363,100
83	268,700	337,900	363,700
84	270,400	338,500	364,200
85	272,000	339,100	364,800
86	273,800	339,700	365,200
87	275,600	340,300	365,600
88	277,400	340,900	365,900
89	278,900	341,400	366,300
90	280,800	341,900	366,700
91	282,600	342,400	367,100
92	284,500	342,900	367,500
93	286,300	343,500	367,900
94	287,200	344,000	368,200
95	287,900	344,400	368,600
96	288,700	344,900	369,000
97	289,300	345,400	369,300
98	290,000	345,900	369,700
99	290,500	346,400	370,000
100	291,100	346,900	370,400
101	291,700	347,300	370,700
102	292,300	347,600	371,100
103	292,800	347,900	371,400
104	293,500	348,200	371,800
105	294,200	348,500	372,100
106	294,800		372,400
107	295,400		372,900
108	296,000		373,200
109	296,600		373,500
110	297,100		373,900
111	297,600		374,200
112	298,200		374,500
113	298,800		374,900
114	299,200		375,300
115	299,700		375,800
116	300,100		376,100
117	300,400		376,400
118	300,700		376,800
119	301,000		377,200
120	301,300		377,500
121	301,700		377,900
122	302,000		378,300
123	302,300		378,600
124	302,600		379,000

	125	303,000		379,300
	126	303,300		379,700
	127	303,600		380,100
	128	303,900		380,400
	129	304,300		380,800
	130			381,200
	131			381,500
	132			381,800
	133			382,100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円
		184,600	211,700	247,300

備考 この表は、自動車の運転・整備、ボイラー等の機械の操作・保守等の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、別に定めるものに適用する。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

( 適 用 )

- 2 この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

( 給 与 の 内 払 )

- 3 新給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新給与規程の規定による給与の内払とみなす。

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 8 号（令和 5 年 12 月 1 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 19 年 3 月病院経営局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「	
	146,500		158,500
	150,700		162,700
	154,900		166,900
	159,900		171,900
	166,600		178,600
	175,800	を	187,800
	184,700		196,500
	190,300		201,300
	196,600		206,800
	203,300		212,700
	211,000		219,600
	217,600		225,400
			に改める。
」		」	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 9 号（令和 5 年 12 月 1 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成 24 年 5 月病院経営局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に改め、同条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 68.75」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 105」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 58.75」に改める。

第 13 条第 2 項第 1 号中「100 分の 97.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 117.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 220」を「100 分の 225」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 51.25」に、「100 分の 60」を「100 分の 61.25」に改める。

別表第 2 第 1 号の表中

「

100 分の 115.8
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.2
100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.8
100 分の 115.2

「

100 分の 118.3
100 分の 117.7
100 分の 119.5
100 分の 100.0
100 分の 100.0
100 分の 117.7
100 分の 119.5
100 分の 100.0
100 分の 100.0
100 分の 118.3
100 分の 117.7

を

に改め、

100 分の 117.0
100 分の 97.5
100 分の 97.5
100 分の 115.8
100 分の 115.2

100 分の 119.5
100 分の 100.0
100 分の 100.0
100 分の 118.3
100 分の 117.7

同表第 2 号の表中

「

100 分の 60.0
100 分の 50.0
100 分の 60.0
100 分の 50.0

」

を

「

100 分の 61.25
100 分の 51.25
100 分の 61.25
100 分の 51.25

」

に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
( 令和 5 年 12 月 1 日に在職する職員に対して支給する期末手当に関する特例措置 )
- 2 令和 5 年 12 月 1 日に在職する職員 ( 同日前 1 箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。以下同じ。 ) に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程 ( 以下「新期末・勤勉手当規程」という。 ) 第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「 100 分の 125 」とあるのは「 100 分の 127.5 」と、「 100 分の 105 」とあるのは「 100 分の 107.5 」と、同条第 2 項中「 100 分の 68.75 」とあるのは「 100 分の 70 」と、「 100 分の 58.75 」とあるのは「 100 分の 60 」とする。  
( 令和 5 年 12 月 1 日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に関する特例措置 )
- 2 令和 5 年 12 月 1 日に在職する職員に対して支給する同日に係る勤勉手当に関する新期末・勤勉手当規程第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「 100 分の 100 」とあるのは「 100 分の 102.5 」と、「 100 分の 120 」とあるのは「 100 分の 122.5 」

」と、「100 分の 225」とあるのは「100 分の 230」と、同項第 2 号中「100 分の 51.25」とあるのは「100 分の 52.5」と、「100 分の 61.25」とあるのは「100 分の 62.5」とする。

3 令和 5 年 12 月 1 日に在職する職員に対して支給する同日に係る勤勉手当に関する新期末・勤勉手当規程別表第 2 の規定の適用については、同表第 1 号の表中

「		「
100 分の 118.3		100 分の 120.7
100 分の 117.7		100 分の 120.1
100 分の 119.5		100 分の 122.0
100 分の 100.0		100 分の 102.5
100 分の 100.0		100 分の 102.5
100 分の 117.7		100 分の 120.1
100 分の 119.5		100 分の 122.0
100 分の 100.0	とあるのは	100 分の 102.5
100 分の 100.0		100 分の 102.5
100 分の 118.3		100 分の 120.7
100 分の 117.7		100 分の 120.1
100 分の 119.5		100 分の 122.0
100 分の 100.0		100 分の 102.5
100 分の 100.0		100 分の 102.5
100 分の 118.3		100 分の 120.7
100 分の 117.7		100 分の 120.1
」		」

同表第 2 号の表中

「		「
100 分の 61.25		100 分の 62.5
100 分の 51.25	とあるのは	100 分の 52.5
」		とする。

100 分 の 61.25
100 分 の 51.25

」

100 分 の 62.5
100 分 の 52.5

」

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 10 号（令和 5 年 12 月 1 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程（平成 17 年 12 月病院経営局規程第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 の 表 中

「

376,000
422,000
472,000
533,000
608,000
710,000
830,000

を

「

380,000
427,000
477,000
539,000
615,000
718,000
839,000

に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 新任期付職員規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 11 号（令和 5 年 12 月 1 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和 2 年 3 月医療局病院経営本部規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 132.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
（令和 5 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員に対して支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 5 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員（横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第 8 条第 1 項で規定する別に定める者に限る。）に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 132.5」とあるのは、「100 分の 137.5」とする。

---

区選挙管理委員会

---

神奈川県選挙管理委員会告示第 23 号（令和 5 年 11 月 17 日揭示済）  
委員の補欠

令和 5 年 11 月 10 日本委員会委員天野輝夫が死亡したので、令和 5  
年 11 月 17 日本委員会委員に次の者を補欠した。

令和 5 年 11 月 17 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

中 川 勇 夫

---

監 査 委 員

---

横浜市監査委員公表第 12 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 5 年 9 月 20 日  
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 5 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充
同	大	山	しょうじ	